

平成20年11月宮崎県定例県議会

食の確保・食の安全対策特別委員会会議録

平成20年12月15日

場 所 第5委員会室

平成20年12月15日（月曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

農政水産部

1. 本県における農地の権利取得の下限面積緩和について

県民政策部

1. 食の安全に関する消費生活センターの役割と消費者庁設置など国の消費者行政一元化の動きについて

○協議事項

1. 次回委員会について
2. その他

出席委員（13人）

委員	長	横田	照夫
副委員	長	田口	雄二
委員		坂元	裕一
委員		外山	三博
委員		水間	篤典
委員		中野	一則
委員		十屋	幸平
委員		河野	安幸
委員		山下	博三
委員		満行	潤一
委員		外山	良治
委員		武井	俊輔
委員		前屋	敷恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	後藤	仁俊
農政水産部次長 (総括)	西田	二郎
農政水産部次長 (農政担当)	伊藤	孝利
農政企画課長	岡崎	吉博
地域農業推進課長	上杉	和貴
農村計画課長	原川	忠典
担い手対策監	山内	年

県民政策部

県民政策部長	丸山	文民
県民政策部次長 (政策担当)	渡邊	亮一
県民政策部次長 (県民生活担当)	宮田	廣志
部参事兼総合政策課長	土持	正弘
生活・協働・男女参画課長	高原	みゆき

事務局職員出席者

政策調査課主幹 (特別委員会・広報担当)	河野	龍彦
政策調査課副主幹	福島	久大

○横田委員長 ただいまから食の確保・食の安全対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程案をごらんください。3の概要説明であります。まず農政水産部であります。当委員会では、県外調査で奈良県大淀町に参りまして、農地の権利取得の下限面積の緩和について調査を行いました。新規就農促進や耕作放棄地の解消という面で非常に参考となる取り組みではなかったかと思っております。本日は、本県の状況について概要説明をしていただきたいと思います。

なお、農林水産省から、農地改革プランが12

月3日に発表されましたが、急遽、要請しまして、説明できる範囲で説明していただくようにしております。

次に、県民政策部であります。消費生活センターは、食の安全を初め、消費生活に関する相談対応、啓発などを行っている機関であります。その役割について、また消費者庁設置を含む消費者行政一元化の動きについて、説明をお願いしたいと思っております。

以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 では、そのように決定いたします。

県民政策部は、環境・新エネルギー対策特別委員会に10時から10時50分の予定で出席しております。状況によっては入室が若干おくれることも予想されますので、お含みおきいただきたいと思っております。

なお、前回の委員会で資料要求がありました財団法人宮崎県学校給食会からの県内におけるシェアについての資料をお手元に配付しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部においでいただきました。当委員会では、耕作放棄地が増加するなどの状況の中で、食の確保の観点から、農地の有効利用に関する調査事項の一つに掲げております。このような中で、当委員会が県外調査で訪問した大淀町を初め奈良県では、県内39市町村のう

ち22市町村において、新規就農の促進や耕作放棄地の解消を図るために、農地法で原則50アールとなっている農地の権利取得の下限面積を知事特認により、10アールあるいは20アールまで下げておりました。そこで、本県における農地の権利取得の下限面積緩和について概要説明をお願いしたいと思います。

なお、今日3日に農林水産省から発表された農地改革プランについても、できる範囲で結構ですので、あわせて御説明をお願いしたいと思います。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。

まず、お手元の特別委員会資料をお開きいただきまして、資料1ページをごらんいただきたいと思っております。本日は、御指示のありました本県における農地の権利取得の下限面積緩和につきまして、この後、農村計画課長から説明させていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○原川農村計画課長 農村計画課から御説明いたします。

まず、資料の1ページでございます。1の下限面積要件についての原則についてでございます。耕作を目的として農地の権利を取得するには、農地法第3条に基づく許可が必要でありまして、この許可を行うための要件の一つに下限面積要件がございます。下限面積要件につきましては、農地法第3条第2項第5号に、原則として都府県では50アール、北海道では2ヘクタール以上必要と規定されております。ただし、農地法第3条第2項ただし書きによりまして、政令で定める相当の事由に当たる場合には、下限面積に届かない場合でも許可の対象となりま

す。

具体的には、(2)に書いてございますように、権利取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われると認められる場合がこれに当たりまして、ハウス栽培などが該当いたします。これは数的な面積要件ではなく、農業経営が成り立つか否かという観点からの営農計画の審査により決定されます。

続きまして、2の下限面積要件についての特例についてでございます。特例には2つの場合がございます。いずれの場合も、地域の実情に応じまして、知事が10アール以上の面積で別段の面積を定めることができるということになっております。

まず、農家の経営面積の平均規模が小さい地域を対象とする場合の特例についてでございます。これは、農地法施行規則第3条の4第1項に規定されています。要件は、資料の囲みの中にある3つでございます。この特例につきましては、山間部の市町村など、地理的、地形的な制約などから、下限面積規定を一律に適用することが実情に合わない場合に、下限面積の引き下げもやむを得ないという場合を想定しております。また、ここで言う区域とは、国の通知によりますと、原則としておおむね旧市町村単位を指します。

次に、農業の担い手が不足している地域を対象とする場合の特例についてでございます。これは、農地法施行規則第3条の4第2項に規定されております。これが奈良県の事例でございます。要件は資料の囲みの中にある3つでございます。こちらは、まず一定の区域を設定しまして、その区域の中に遊休農地等が相当程度存在する区域について、下限面積の特例を認めようとするものです。第1項が、農林業センサス

などの客観的資料に基づいた数値的な基準による要件や地理的要件によって決定されるのに比べまして、第2項は、地域農業の担い手不足と遊休農地の解消の両方を達成することを目的として、地元市町村と県が地域の実情から下限面積の緩和が必要であると判断した場合に緩和が可能となるという点に違いがございます。これは、明確な数字による基準で一律に判断するものではなく、地元の意向がより反映されやすい仕組みとなっております。この制度は、平成15年度に特区制度で設けられ、平成17年に全国展開されたものでございます。

次に、2ページ、3の本県の状況についてでございます。本県では、昭和46年及び平成9年に国との協議を経て、次のとおり別段の面積を設定しております。これは、先ほど説明した規定のうち農地法施行規則第3条の4第1項を適用したものでございます。現在と異なり、当時は、下限面積制限の緩和には農林水産大臣の承認が必要でございました。資料に記載のとおり、11地区が別段の面積の適用を受けております。第2項につきましては、本県においては特区の申請による特例もございません。また、17年に新設された第2項についても、これまで事例がございません。本県におきましては、個別の就農の相談があった場合で、下限面積制限により農地法の許可が難しい場合には、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業により、対応してきております。この利用権の設定を受ける場合は、下限面積制限は適用されません。

最後に、4の今後の取り組みについてでございます。去る12月3日に国から、この後、御説明しますが、農地改革プランが示されたところでございます。現在、国においては農地制度の

見直し作業が進められておりました、所要の関連法律案を次期通常国会に提出するというふうにされております。今後も、国において続けられる見直し作業の内容や、他県の事例、動向などを注視しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、参考資料をお開きください。農地改革プランの関係資料でございます。これに基づきまして、12月3日に示されましたプランの概要について御説明させていただきます。まず、表紙をお開きください。ここに全体の概要が載っております。背景から御説明しますと、最近の穀物価格の高騰、輸入食料品の安全性への不安ということで、食料の多くを我が国は海外に依存していることから、国内の食料供給力を強化する必要があるということでございまして、水田などを最大限に活用する対策、また担い手の育成・確保対策を一層促進する必要があるということでございます。そういうことがございまして、農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要があるということでございます。昭和36年には609万ヘクタール、農地がございました。これが今年度は約7割の水準の463万ヘクタールまで減ってきているという状況がございました。

今回の農地改革プランでございまして、大きく2つの柱がございまして。まず1つが、農地面積の減少を抑制する等により農地を確保するというところでございます。2つ目が、制度の基本を所有から利用に再構築する。その上で農地の有効利用を図るということでございます。

まず、農地確保の観点でございまして、1つは、農地転用規制の厳格化ということでございまして、農地転用許可対象の拡大ということで、

病院、学校などの公共施設、これらは今まで農地転用の許可不要でございましたが、これを許可の対象にするというのが1つでございます。

2つ目は、違反転用に対する罰則の強化、3つ目が、2ヘクタール以上の転用許可事務は都道府県の事務になっておりますが、都道府県の事務に疑義が生じた場合は国が指示することができるという旨が位置づけられております。次に、農用地区域内農地の確保という観点では、1つは、農用地区域からの除外を厳格化するという点でございます。2つ目は、都道府県に対して農用地区域内農地の確保に向けて国が必要な指示ができるという点が位置づけられております。

次に、2つ目の柱の、所有から利用に再構築、いわゆる農地の有効利用に関するものでございまして、1つは、農地の権利を有する者の責務の明確化ということで、農地の権利所有者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する旨を法律上に明確に位置づけるということでございます。2つ目が、農地を利用する者の確保・拡大ということでございまして、農地の適正利用を確保した上で、農業生産法人以外の法人について賃借による参入を可能にするなどが位置づけられております。この中に、下限面積のことも記載してありまして、次ページ以降に農地改革プランの本体を載せております。

5ページをお開きください。④の農地の権利取得に当たっての下限面積の弾力化ということがございまして、農地の権利取得に当たっては、原則50アール以上の経営面積が必要とされているが、一定の場合には都道府県知事がこれを引き下げることができるということでございます。これは先ほどの資料で説明したとおりでございます。これを農業委員会が地域の実情に応

じてさらに弾力的に定めることができるようにするというのが、農地改革プランに今回位置づけられております。

1 ページ目に戻っていただきたいのですが、さらに農地の面的集積の促進というものが位置づけられています。公的な信用力のある機関、例えば市町村、農協、土地改良区等々でございますが、多数の農地所有者から農地の貸し付けについて委任を受けまして、これらの者に代理して農地の利用者へ面的にまとまった形で貸し付けを行う仕組みを新たにすべての市町村で導入するというところでございます。4つ目が遊休農地対策の強化ということでございます。さらに、農地税制の見直し、特に相続税等について今回見直しを図るということが位置づけられております。

そういうことでございまして、転用期待の抑制を図り、利用に着目した農地制度を構築しまして、意欲のある者に農地が集まることにより、国内の食料生産の増大を通じた国民に対する食料の安定供給の確保を実現するというところでございます。

農村計画課からは以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終わりました。質疑等ございましたら御発言をお願いいたします。

○坂元委員 プランですけれども、農地の権利所有者は農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する旨、法律上明記すると。例えばどういうことになるんですか。

○上杉地域農業推進課長 このプランは、これに基づいて農水省が制度の設計、まさしく農地法の改正の案をつくっていくことですので、詳細を確かに答えることができないのですけれども、農地法第1条（目的）の法律の趣旨、どの

法律も書いてあるんですけれども、恐らくその目的の中に、農地を利用する者はちゃんと使いなさいといったような趣旨を法律の趣旨として書くのではないかと思います。

○坂元委員 例えば、農地の面的集積、市町村が責務を負うと。これは、昭和40年代ごろから農地流動促進法でずっとうたわれていたんです。それがいまだもってなされていないで、今また、こうやってうたう。遊休農地がどんどんふえている。なぜかというと、所得が担保されていないからでしょう。農地を持っている人はちゃんと責任を明確にしなさいと言ったって、つくるものがない、所得にもつながらないものをだれがどうやって守るのかということになるから、農水省はいつもこんなことばかりやっているけど、全く実にならないと我々は思うんです。

○上杉地域農業推進課長 今の御指摘の件ですけれども、耕作放棄地の問題でありますとか、農地の問題ですが、切り口として、一面として、制度、農地そのものという面はあるんですけれども、何で遊休農地が存在するのか、担い手がなくなるのかといえ、まさしくおっしゃるとおり、農業経営の農家の所得が確保されていない。その結果、やる人がいないから遊休農地がふえるわけです。担い手の人数をこれぐらい確保したという話がございましてけれども、担い手というのは数ですね。数というのはあくまで結果ですので、農業の所得が確保されれば、農業をやる人というのは当然出てくるわけですから、例えば技術的な面もありますし、生産面といういろんな面がございましてけれども、究極的には所得というところが確保されれば、ちゃんと農地も利用される。それはおっしゃるとおりだと思います。今回、あくまでこれは、所得が

ちょっと問題なんですけれども、農地の制度として、これから食料自給率を確保していく上で、農地をちゃんと守っていこうという形でこのプランが出されて、国民的なコンセンサスとして、農地はちゃんと使わないといけないものなのだとということで、今回そういった趣旨を改正していくということだと思います。

○坂元委員 それはずっとわかっていると思うんです。日本は、社会主義国みたいに、農地が自分の財産でありながら自由にできないという側面がありますね。問題は、みんな遊ばせておこうとは思っていないんです。ちゃんと所得が担保されるということがまず先に来て、だから農地が足りないんだというぐらいにいくのが普通なのに、農地は守れ守れと言ったって、つくるものがない。ちゃんと責任を明確にせんかと言ったって、つくるものもないのに責任は果たせないということになるから、切り口というのが逆なんじゃないかと思っているんです。そんなこと言ったってしょうがないだろうけれども。

○原川農村計画課長 委員が言われたのはまさにそのとおりだと思うんですけれども、今言われたことは農地制度改革だけじゃなくて、農政全般のいろんな施策を絡め合って実現していくことだというふうに思っています。

先ほど、所有から利用へということを申しましたが、今回、特に利用については、例えば株式会社等については、耕作放棄が相当あるところでしかリースを認めないというところで、かなりその辺を緩くすると思いますので、その一方の面で、緩くするかわりに、きちんと責任も果たしてくださいということで、この法律の多分、第1条になると思いますが、位置づけられることになるんじゃないかというふうに思って

います。

○坂元委員 失礼ですが、お二人とも農水省から来ているの。それは本省にきちっと言わないと、所得が保障されない産業というのは後継者はいませんよ。そのシステムをまずつくることです。そうすれば、外国から輸入するよりも、金をつぎ込んで所得を担保するというのであれば、遊んでいる農地なんてなくなります。そっちのほうをまず先だと思うんです。そういうことを伝えてください。

○上杉地域農業推進課長 まさしく委員の御指摘のとおり、まず所得が確保されないと、魅力ある農業——入ってくる人もいなくなるでしょうし、続ける人ももちろんいなくなってしまうので、そこがまず重要かと思います。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○山下委員 まず、農地改革プランの資料の1ページ、農地転用規制の厳格化という中で、現行では農地転用許可が不要になっている病院、学校等の公共施設ということですが、公の施設だけ許可が不要だったわけですか。例えば、民間が病院やそういうものをつくる場合は申請対象になっていたということですか。その差を教えてください。

○原川農村計画課長 これは基本的に公共施設ということで、代表的なものは病院、学校、役場、公民館、そういうものです。

○山下委員 民間が同類のものをつくる場合は許可の申請が必要だったということですね。

○原川農村計画課長 今言われたとおりです。

○山下委員 次のページ、農用地区域内農地の確保についての項目ですが、「農業振興地域の指定及び農用地区域の設定の際の面積基準を引き下げることにより、農用地区域への農地の編入を促進する」ということですが、農村社会の

中に白地というのがありますね。農振が除外できる線引きというのがあるんですが、新たにこれを農振の中に、農用地の中に入れていくということですか。見直しをしていくということですか。

○原川農村計画課長 農業振興地域の指定とか農用地区域の設定の話ですけれども、ここは線引きの話までいくのか、詳細はわかりませんが、例えば農用地区域の設定は法律で4つの条件が定められていて、基本的にその4つの条件に該当するものは農用地区域に入れるというふうになっています。例えば、要件の一つに、20ヘクタール以上まとまった農地は農用地区域に入れなさいというのがございますが、10ヘクタールあっても農用地区域に入れるということをイメージされていると聞いています。

○山下委員 この問題が非常に重要になってくると私は思うんです。地域の中でせつかく白地が残っているものをまた農振の中に入れてもらうというのは、かなり地域のうまい理解がないと、国のそういうプランの中でどんどん強力に持っていかれると、農村社会というのがまた疲弊していくような気がするものですから。その辺は、市町村、地域の集落等も十分な認識が必要かなと思っています。いかがですか。

○原川農村計画課長 今、委員が言われたことも当然、一つの留意点だと思いますけれども、このプランについて我々も、詳細を具体的にどういう方向で持っていくかというのは、このプラン以外に何もまだ情報がない状態です。このプランが出たとき、農林省のほうで大臣が記者会見をしております。いろんな質問があった中で、農用地区域の話じゃなかったんですけれども、かなり大規模な生産法人とか株式会社が入ってきたときに、昔からいる地域の家族経営

的な担い手の方が農地を取得するのにいろんな影響があるんじゃないですかという質問がありました。その辺は大臣のほうも認識されておりました。そういうことも整合をとりながら制度設計していかなきゃいけないということは、記者会見で述べられております。

○山下委員 続いて、5ページの農地の面的集積の促進ということで、これは本当に必要だろうと思うんです。農地の集約化をいかに図っていくか、これが農家のコスト削減にもつながりますし、生産力の拡大というのにどうしても農地の集積ということは必要だろうと思うんです。

過去、畑地かんがい事業の中で、農地の団地化を図ろうということで、3年ぐらいにわたって私は検討会をやっていました。しかし、どうしても農地に対する愛着、自分たちの農地の中で自分の作柄を安定的につくっていく意識というのがまだ強くて、なかなか団地化が進まなかったんです。実はきのうも農家の人たちと寄り合いがありまして、若手だったんですが、どうしても農地の集積を進めてくれと。今、担い手も、10町歩以上とか大規模農家になっていきますから、そういう耕作農家がふえているんですが、農地が分散化してきていると。その中で具体的にどう進めるかという話もしているんですが、国がこういう指針を示してやるのであれば、農地の土層改良、いわゆるいや地現象が出るところもあるわけですから、そういう事業等を取り入れながら、例えば10町歩の面積の農家の皆さん方とお互いに話し合いをする場、そして集団型に、ここに飼料、ここに里芋を植えるとか、そういう絵をかいて、できたらそこに検討会を立ち上げるべく、10アール当たり1万でも何ぼでもいいんですが、そういう事業を起こ

していただいて、具体的な行政の中での農地の集積に向けての取り組みは1年でも早くしていただかないと、農地の集積というのは絵にかいたもちだろうと思うんです。何とかそういう事業を起こして今後進めていただくと、こういう集積も進んでくるのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○上杉地域農業推進課長 農地の利用集積ですが、まさしく今後、昭和1けた世代の方々が集団でリタイアしていく状況の中で、その方々が持っている農地をどう地域で配分し、担い手に集積していくのかというのが最重要課題と考えています。今御指摘がありました資料の5ページ、農地の面的集積の促進というところで、まだプランの状態ですけれども、国のほうの新しい考え方が記載されております。これはまだプランの状況ですので、今後どう制度設計していくのか、まだ具体的に見えていないですけれども、ここで言っていますのは、原則として、各市町村ごとに面的集積を行う公的な機関、今、各市町村は、基本的にJAですけれども、農地保有合理化法人というのが置いてありまして、宮崎県は全市町村カバーしておりますけれども、そういった既存の法人を恐らく活用する形で新しい面的集積組織というものを立ち上げていこうと。その中で、所有者からの委任を受け、代理して、担い手に集積していこうというのが5ページの組織です。今後これを具体的にどういう内容で進めるかというのはまだ見えてこないですけれども、このシステムをもとに、国のほうも、新たな利用集積に向けた21年度事業の予算要求を今しているところです。我々も、その事業をベースに、基本的に農地の利用集積を行うのは農業委員会ですが、あと、中間保有という形で市町村の合理化法人が事業を行って

おりますけれども、こういった農業委員会や合理化法人、そういったものがうまく連携しながら事業を行えるような仕組みを、今後、国の事業も見ながら、宮崎県としてどう組み立てていくのかということを考えてみたいと思います。

○山下委員 もう1点、今回、制度の大きな目玉と申しますか、ポイントが、所有から利用という形で明文化されているんですが、私も今回の一般質問でも申し上げたんですけれども、いろんな事業を進めようというときに、例えば農地の集積化を図る話し合いをやろうとして当事者を集めたときに、農地権利者非農家というんでしょうか、そういう人たちが非常にふえています。例えば親が亡くなると財産の分与権が出るんです。遺産相続を受けて、話し合いに来る人は、農業に対して興味があるものですから、おいでになるんです。専門用語がわからない。具体的な話し合いをしていって、負担金がついてくると、ノー。自分の土地に対する愛着から理解されない部分があります。所有から利用に変えていく、これは、担い手に農地を持っていく、そういう事業を進めるための制度でしょうか、ソフト的ないろんな周知徹底にかなり努力していかないと、なかなか進まないだろうと思うんです。

今、都城でも農地が足りないんです。県内も市町村によっては、農地のづくり手がないから、JAとか法人でも株式会社でも持ってきて、農地を管理した生産体制を早くつくらないといけないという市町村があろうと思うんです。しかし、都城は担い手が育っていますから、農地が足りないんです。借りたいけれども、農地が不足している。今その状況もあるものですから、一緒に農地の集積も進めようと思えば、都城は都城の独自の実態、そして担い手がどれほどま

だ農地を必要としているのか、そういう状況も調べていって、この事業を定着していただくとありがたいと思っています。

○上杉地域農業推進課長 今御指摘がありました、都城で農地が足りない。実は、大規模法人のほうから常々そういうお話をいただいております、やる気がある人がいて農地が足りないというのは、珍しいですね。日本でも有数なところだと思っております。都城は、御存じのとおり、大きな法人が結構ありまして、そういった法人が密接した地域の中で耕作をしている。そういった中で、例えばお茶畑とかあって、永年性作物ですので、動かすわけにいかない。そういう中で、なかなか利用集積が進まないという話をよく聞いておるところです。いずれにしても、地域の土地利用になりますので、地元の話をよく聞きながら、その辺を進めたいと思っております。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○中野一則委員 農地改革プランのことでわからないところを教えてくださいと思います。所有から利用に再構築の中の農地の面的集積の促進の中の公的信用力のある機関とは、どういうところを指しているんですか。

○上杉地域農業推進課長 ここはまだプランの段階ですので、具体的にどう設計されているのか、まだ我々ではわからないですけれども、公的信用力のある機関というのは、詳細は資料の5ページのⅡ-4ですが、農地の所有者から委任を受けて、その者に代理してほかの利用したい担い手に、面的にまとまった形で貸し付けとか売り渡しを行うといった事業を考えております。そういった事業を原則としてすべての市町村において導入するという仕組みでございます。したがって、農地という権利、財産、

そういったものを委任代理する形になりますので、ある程度公的な機関が行うのではないのかと。ベースとなるのは、まだ詳細はよくわかりませんが、先ほど申しました各市町村の所有合理化法人というのが、農協、または市町村そのものがやっている場合もございますけれども、そういった組織がすでにごございますので、恐らくそういった既存の組織をベースにして、何らかの形で公の市町村が関与する形でそういった組織をつくっていくのかというふうに見込まれるところです。

○中野一則委員 5ページの実施主体で括弧書きがしてある、ここらあたりを想定すればいいんですね。

○上杉地域農業推進課長 おっしゃるとおりです。実施主体のところの市町村とか、市町村公社と今申しまして、合理化法人、こういったものがメンバーになったような組織だと想像されます。

○中野一則委員 同じく1ページに「農地の利用者へ面的にまとまった形で」とありますが、面的というとらえ方、これは土地が連続してという意味ですか。それとも、多くの土地をとも読めるんですか。

○上杉地域農業推進課長 基本的に、つながった形でと理解していただければと思います。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 農地を利用する者の確保・拡大のところで、農業生産法人以外の法人にということですが、今、例えば全国チェーンの居酒屋のようなものが農地を買っている。ファミリーレストランであるとか、そういったところが生産するということもあるんですが、報道を見たり話を聞いたりしても、なかなかうまくいっていない。中には、ほとんど投機目的ではないかと

というような、とりあえず土地だけ押さえましたみたいなものもあったりするように見えるんです。こうやって書いてありますと、農地にそういうところが入ってきて耕作をどんどんしていってということがバラ色のようにも見えるんですが、実際的に、その辺の課題、問題点というのはどの辺で認識されていらっしゃるでしょうか。

○原川農村計画課長 委員が言われたとおり、投機目的とか安易に転用されるというところが一番問題になると思います。例えば4ページのⅡ-3の①の賃借による農業参入の拡大ということがございますが、違反した場合のいろんな厳格な措置、罰則、その辺とセットでいろいろ制度が構築されることになるのではないかと考えています。

○武井委員 違反というのは、最終的にはどういった基準で、だれがこれは違反である、これは不適正であるというのを判断することになるのでしょうか。

○上杉地域農業推進課長 例えば、違反転用でありますとか、農地を農地として使っていないという状況というのは、農業委員会が判断することになると。4ページの①の「許可後においても、農業委員会に農地の利用状況を定期的に報告させる。それが不適正な場合は許可を取り消す」といったような担保措置を制度上はプランの中で考えているという状況でございます。

○武井委員 確かに、農業委員会だということはわかるんですが、「農業委員会の活動状況を検証」と書いてあるんですが、検証というのはどういったイメージでしょうか。

○上杉地域農業推進課長 資料の詳しくは6ページのⅥに今後のスケジュールが書いてございます。「農地制度においては農業委員会が重

要な役割を果たしていることにかんがみ、その事務が的確に実施されることを確保しつつ、農業委員会の活動状況を検証する」と書いてあります。具体的に、どういう観点でどういう検証を行うのか、まだプランの状況ですので、こちらまで話はおいていないのですけれども、これは個人的な想像にもなってしまいますけれども、片や、地方分権の流れの中で農業委員会が必置規制、各市町村に必ず置かないといけない。ただし、農地面積が少ない市町村には置かなくてもいいといった制度の設計になっております。片や、農業委員会に重要な農地法上の業務を行わせつつ、片や、地方分権の関連で必置規制を外すといったような議論もありますので、そういった流れの中で、本当に農地プランで負わされるようないろいろな事務、定期的に報告しなさいでありますとか、場合によっては許可を取り消しなさいといったような、これに課せられた事務が適正に行われているのか、検証していくというふうに想像はできるんですが、詳細はまだプランの状況ですので。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○水間委員 農地転用規制の厳格化と農地の確保、よく言われる地方分権推進計画、そういう中で出てきているのですけれども、ここまで来て国が関与しなきゃならないという、そこらあたりについてどうなのでしょう。2ヘクタール以下の事務執行に疑義が生じた場合、国が指示するという、ここあたりは国が指示しないと、都道府県ではだめなんですか。

○原川農村計画課長 確かに地方分権の1次勧告のときには、今、4ヘクタール以上は国の許可というふうになってはいますが、これを県におろすべきだとか、2ヘクタールから4ヘクタールは国の協議になってはいますが、この協

議を廃止するというふうな勧告が出ておりません。ただ、勧告の前に前提がありまして、まず国のほうできちんと優良な農用地を確保する措置を講じた上で、今言ったような4ヘクタール、2ヘクタールの権限のことを考えなさいという勧告があるということで、今回、農地改革プランが確保する対策として出てきたものだと思います。

もう一つは、確保するために、2ヘクタール以下は、農地転用については、完全に国の関与なくして都道府県に任されているわけですが、農林省が今年度、19年度に行われた2ヘクタール以上の県が許可した転用案件について1.5%抽出して調査をしています。その調査によれば、その中の約12%は疑義がある判断をしているという調査結果が出ております。そういうのを踏まえて今回、2ヘクタール未満の現在の県の事務になっている案件について、疑義が生じたら国の指示が出るということが位置づけられたんじゃないのかなというふうに思っております。

ただ、柱の中の農地の確保のところ、「国と地方公共団体の適切な役割分担について検討」ということで、そういうのを見ながら検討していくというふうなスタイルになっているんじゃないかと思っています。

○水間委員 5年をめどに、いろいろ国と公共団体と役割分担の検討が始まるようですが、2ヘクタール以下ということは、逆に言えば5アールでも10アールでも対象になるんですか。

○原川農村計画課長 農地転用については、2ヘクタール以下はすべて県の同意が要ります。

○水間委員 そういう意味では、転用に関して、市町村あるいは県、先ほどから話があるように、農家の皆さん方、切実な問題を抱えているとこ

ろがあるんです。それを市町村に移譲する、あるいは農地の問題について国は県に移譲する、そういう流れはないんですか。

○原川農村計画課長 地方分権一括法が数年前に制定されて、宮崎県では、基本的に2ヘクタール未満の農地転用については、市町村の希望があれば権限移譲するというので進めております。その結果、宮崎市と清武町については、2ヘクタール未満の農地転用許可事務については既に移譲しております。ほかのところは、いろんな体制の問題とか、そういうのがあって、まだそこまでいっていないというふうな感じになります。

○水間委員 宮崎市と清武町は、どういうことですか。市あるいは町のほうから国あるいは県に申請があったから権限移譲ができた、あるいは各市町村が要望したらできるんですか。

○原川農村計画課長 2ヘクタール以下については、もともと県の許可事務になっておりますので、市町村から要望があって、県が権限移譲を決定したということです。

○河野安幸委員 農地の借地料は、宮崎県の平均は10アール当たりどのくらいになっていますか。

○原川農村計画課長 標準小作料については、地目とか土地の性格によって違いますけれども、今、田んぼで平均1万1,000円程度、畑で8,000円弱になっています。

○河野安幸委員 農業委員会が流動化であつせんの場合、清武の場合は、たばこをつくって後に大根をつくると、10アール、5万です。余り高過ぎるという話もあるんですが、県としてはどう思われますか。

○原川農村計画課長 標準小作料というのは、農地法に規定があるんですけれども、基本的に

農業委員会が決めるようになっていきます。もともと農地法というのは農地改革から来ていて、耕作者の権利保護というものがあって、余り高い小作料は耕作者の権利を侵害するということで、昭和27年にできたときは、標準小作料ではなくて、統制小作料ということで、統制された小作料だったわけです。それが今、標準小作料となって、その3割ぐらいの範囲内ではいいということになっております。ただ、委員御指摘のように、農地改革プランの4ページの④を見ていただきたいんですが、「実勢借地料の情報提供の創設及び標準小作料の廃止」ということで、より実勢に準じた、柔軟に決められるような方向でやるということもプランに位置づけられております。

○河野安幸委員 わかりました。

○中野一則委員 農地改革プランの中の農地転用規制の厳格化、国がまた2ヘクタール以下を指示するということですが、1カ月ぐらい前の農業新聞に、2ヘクタール以下を県の権限にしたけれども、違法性が高かったということで、大きく報じられておりました。今、分権の世の中でいろいろと権限を地方に移すという中で、違法性があったにせよ、国がまた新たに指示という段階を踏まえたわけだけれども、国の機関が地方分権の既得権を確保するためにいろいろ抵抗しているという報道もありますね。その一環で何かされているということではないですか。1ページの一番上に書かれているわけですが、報道されたことにより早く反応されて一番上に書いてあるのを——これは改革プランだから前からずっとした。これをなすがために、今から権限を地方に余り譲らない。そのために、効果的というといかんけれども、調査した結果こういうことでしたと、表に出る前に

ぱっとしたというようなやり方を農林省もしているんじゃないかと、私は読んで思ったんですけども、そういうことじゃないですか。

○原川農村計画課長 私も今、県にいますので、そのことはよくわかりません。

○中野一則委員 権限を譲ったならば、こういうことをせずに、また別なやり方があったと思うんです。もっと大きく言えば、農地改革プランは戦後の農地改革に匹敵するような改革と読んだのだけれども、それぐらいの位置づけがあるんですか。

○上杉地域農業推進課長 従前の農地法の趣旨というのは、いわゆる耕作者主義という考え方で、みずから耕作する、それを基本として考えているんですけども、今回は、所有する人と利用する人を分離するという形になりますので、従来の耕作者主義から大きく考え方を変更したという位置づけで、戦後の農地改革、戦前の地主から搾取されていた耕作者を解放しようといった大きな流れから、方針を転換したということでございます。

○中野一則委員 農地改革は我々も中学校の社会で出るぐらい大きな改革で、自作農、自分の土地を持つ、今言われたように耕作するというのが大前提になったわけだけれども、すぐ昭和30年代に、10年過ぎてほころびつつあって、今日まで来ているわけです。それに匹敵するような改革であるならば、先ほど坂元委員が言われたように、本当に農業をして食えるような農業改革にしてほしいと思うんです。難しいことは要らんとするんです。簡単に言えば、皆さん方、農水省の職員の方、あるいは県の職員の方が、勤めていたって始まらん、実家に帰って農業をせないかんがというような内容のものをつくらんと、絶対うまくいかんと思うんです。兄

弟げんかするぐらい、おれが先に農業するんだと、そういう内容のものでプランを出さないと、成功しないです。お願いしておきます。

○満行委員 農地転用規制の厳格化ということですが、具体的な例として1つだけお尋ねしたいんですが、宮崎のイオンモールができていますが、今後そういった展開はなくなるというふうに読めるのでしょうか。

○原川農村計画課長 農地転用規制の強化というところは1ページの下に幾つか位置づけられております。その一つは、先ほど言いました、病院、学校などの公共施設を許可の対象にするということでございます。これは許可の対象にするということで、許可しないということではありませんので、きちんと協議をして、許可されるものは許可されるということだと思います。

○満行委員 今後もイオンみたいなのができれば、農地転用の規制の厳格化というのはわからないんですけれども、そういうことを指しているわけじゃないわけですね。それは今までと同じで、認めるものは認めますと。地域の皆さんが耕作するよりは貸したほうが現金収入になっていい、地域の皆さんのことを十分見ますというふうには読むということですか。基本的には変わらないということですか。

○原川農村計画課長 個別案件について、これは絶対許可しないということではないと思います。ただ、許可の基準が厳しくなるということでございます。例えば、今、農振農用地というものがあります。20ヘクタール以上まとまった農地が農振農用地、これについてはかなり今も許可の基準が厳しいものになっています。それを、20ヘクタールじゃなくて10ヘクタールあっても、同様の許可基準にするとか、そういうこ

とでございます。総体的には許可されるというのが厳しくなりますけれども、ある案件がすべて不許可になるということではないと思います。

○坂元委員 一般的に言えば、我々は、相当矛盾を抱えているわけです。農地の権利取得の下限面積緩和というのは何でかという、遊休農地が余りにもふえ続けているじゃないかということですね。一方では農地を守れ、一方では諫早干拓みたいなことをやるでしょう。農地に対する認識が何か違うなというのがあるから、基本的に、いろいろな疑問の声が出ていると思います。

○十屋委員 いろいろ議論を聞かせていただきまして、この改革プランが中山間地域の農業にどのように影響するかという、その1点だけです。

○上杉地域農業推進課長 中山間地域の農業につきましては、やはり高齢化とか進んでいる地域ですので、今後その地域で農地をどう利用していくのか、利用集積が最大の問題かと思っております。そういう中で、例えば3ページを見ていただきたいんですけれども、Ⅱ-2の②の農用地利用集積計画の策定の円滑化です。農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を担い手に利用集積する場合の利用集積計画というのがあるんですけれども、以前これをつくる場合には、地権者全員の同意を得ないといけませんよという仕組みになっておりました。今回ここを見直して、持ち分の2分の1の同意で足りると。要は、要件緩和されているといった仕組みもございますので、中山間に限らず、全般的に言えると思うんですけれども、利用集積がより一層しやすくなるかなというふうに考えております。

○十屋委員 集積というと、都城みたいな平野

な場合は意外と集積しやすいでしょうけれども、山間部においてはなかなか集積するといっても、一概に言葉だけでは進まないところがあると思うんです。先ほど言われた地権者の2分の1の同意、そういうものはクリアできたとしても、実際問題として、これがそこに合致するかどうか。先ほどから議論がありますように、最初にいただいたもの下限面積のところでも市町村が、このことを言われたんだと思いますけれども、農用地利用集積計画を定めた上でということで、緩和していくと。本当にこの改革プランが我が宮崎県にとって合うのか合わないのか、それは部局として判断すべきものではないかと思うんですけど。

○原川農村計画課長 きょう御説明しませんでしたけれども、例えば今、農地法では、根本的な思想が戦後の農地改革を受けていますので、いわゆる小作地の所有制限というものがございます。基本的に、土地だけ持っていて、当該市町村以外に住んでいる、そういう人は、例えば東京に住んで宮崎県のある市町村に農地を持っている人は、戦前の大地主制に戻るということで、その農地を貸すことができなかつたということでございます。そういうことも廃止するというふうなことも出ております。宮崎県の耕作放棄も、相続に伴って耕作する人がいなくなるという例も多々あると思います。そういうときに、小作地所有制限がなくなるというものは大きいと思います。先ほどの税制の中で、みずから所有してみずから耕作する場合だけが相続税の猶予になっております。これも12月12日の与党の税制大綱で、利用権としてだれかに貸して、借りた人が耕作をするという場合も相続税の猶予の対象にするというふうなことも出ておりますので、そういうことを組み合わせたら、中山

間地域でも耕作放棄なりそういうものにかなり貢献するんじゃないのかなと思っています。

○水間委員 4ページの①の下ですが、農業協同組合の農業参入について、農業協同組合みずからが農業経営を行うことができるようにすると。このことですが、こうなったら、地域における家族農業経営あるいは担い手、そういう人たちを圧迫するようなことにはならないんでしょうか。

○原川農村計画課長 具体的なことはまだわかりませんが、先ほどもちょっと申しましたが、この改革プランが出たときに大臣記者会見がありまして、そのときに、やっぱり今言われたような指摘の質問がありました。そのときは大臣も、そういうこともきちんと整合を図りながら制度設計していかなきゃいけないということも述べられておりましたので、当然そういう懸念もこの制度設計をやる方の頭にあるんじゃないかと思っています。

○水間委員 県のほうにも、こうやって勉強させていただくんですが、大手資本というか、JAが宮崎県の農業をいろんな形の中で推進していただいていることはわかっていますが、農業の皆さん方の各単協があって、JAなんですから、ここがすべて農業に参入できるようになったら、普通の農家は要らない。全部農協に吸い上げられて、農協がやるような形になってしまったら、またおかしいんじゃないかというような気がします。言い方は失礼かもしれませんが、ミヤチクさんでも一緒なんです。自分たちで屠殺し、いい肉をつくりながら、東京、大阪で宮崎県の肉をうまく売っていただいていることも事実。しかし、そこには県内の民業を圧迫しない程度のやり方をしていかないと、今後の宮崎県の個人あるいは家族経営している農家の

皆さん方を救済する道は残しておかないと、すべてJAさんに任すようなことになりましたら——恐らくこれだったらなっていく状況じゃないかなと、実は私は、今見てびっくりしたんです。そこら辺は、後の問題もいろいろ検討される余地があると思いますから、よろしく願いしておきます。

○前屋敷委員 プランの資料の6ページのIVの②の今後の計画的な解消についてのところです。今年度中に農業委員会がすべての耕作放棄地を調査して、耕作できる土地できない土地に振り分けて、できる土地については解消計画を策定するということになっています。本年度中に調査をするとなると、かなり期間も短いなどというふうに受けとめたんですが、まずそれが可能なのかということと、できる土地できない土地という位置づけですけれども、もともと耕作していた土地の中で、できない土地というのはどういうものを指すのか、その辺でお聞かせください。

○上杉地域農業推進課長 耕作放棄地の調査の件ですけれども、これはプランに載っているわけですけれども、実は調査自体はことしの夏から国のほうで、この計画とは別途、既に指示が来ているわけで、やっております。12月の半ば中に県のほうで取りまとめて、国のほうに提出することになっております。今の状況ですけれども、まだ一部市町村のほうから上がってきていないものがございしますが、全体のほうは集計していないところです。これは12月半ばで国のほうに出しまして、来年1月中には、ここに記載しておりますけれども、各市町村ごとに1筆ごとに解消計画、だれかに譲るとか、ここは頑張っけて引き続き耕作するとか、またはもうここは農地として使わないとかいったような振り分

けをするというところがございます。

この中で土地として利用できないというところがございますけれども、もともとはもちろん農地ですから、農地として使っていたんですけれども、長い間だれも使っていないということで、いわゆる山林原野みたいな形で木が生い茂って、または土地が荒れていたというような状況で、とてもちよっと手を加えただけではもとに戻れないといったものは、農業委員会の判断になりますけれども、非農地として判断して、ここは農地として扱わないといったような振り分け作業をするということがございます。

○前屋敷委員 調査の結果、市町村がそれぞれの解消計画を策定するということですが、それに当たって、担い手を育成しつつ、そういう計画がつけられていく必要があるんじゃないかと私は思うんです。単純な形で計画がつけられるんじゃないかと、そういう農業をどう支えていくかという点での対策を講じながら、計画に示していくことが大事なかなというふうに思います。

○上杉地域農業推進課長 まさしくおっしゃるとおりだと思います。先ほど来、御指摘がありますけれども、農地問題は、農地といった切り口だけの問題ではなくて、やはり魅力があれば担い手もふえますし、入ってくる人もふえますので、そういったものがまずないと、農地だけを切って、そこだけ議論しても、それは農地だけの話になってしまいますので、そういった観点は重要だと思っています。

○前屋敷委員 土地の集積などを行うということもプランでうたっているんですけれども、家族農業が支えられるようなことをちゃんと位置づけないと、大規模化だけでは農業そのものも守っていけないというふうに思いますので、そ

のところの観点も重要視しながら、計画の策定を含めて進めていただきたいと要望します。

○上杉地域農業推進課長 この点も、先ほど来、議論がありますけれども、例えば資料の4ページ、貸借による農業参入の拡大といったところで、地域における家族農業経営を含む担い手の育成等の取り組みとの整合性といった観点がございますので、所有から利用へという大きな流れはございますけれども、家族農業経営というのは、引き続き、地域の農業という形で位置づけられていると考えております。

○田口副委員長 委員会資料のほうですが、2ページのところに本県の状況が載っておりますが、第1項の30アールと40アールの別段面積が載っておりますけれども、平成9年以降にはどれぐらいの権利取得の実績があるんでしょうか。

○原川農村計画課長 各農業委員会で行った、市町村ごとの権利移動の許可の件数はわかりませんが、その中で50アール未満がどれだけだったかという数字は、県は持っておりません。

○田口副委員長 その数字がわからなくて今後の対策を進められますかね。そうしますと、2項のところにも載っていますが、地域の実情に応じて区域を設定することになっておりますが、市町村からの要望もないため適用した例がないということですが、せっかく緩和策で出しているのに、市町村から全く相談もないというのは、絵にかいたもちみたいにしか見えないんですけれども、実態に即した緩和策になっていないんじゃないかと思うんですが。

○原川農村計画課長 今の御質問で、いわゆる下限面積の特例というのは1項と2項、2つございます。1項のほうは、特にもともと地域として農業経営の面積が小さいところということ

で30アール、40アール、特に中山間地域のところで設定しております。2項が奈良県で行っている10アールまでの緩和の話です。これについては宮崎県では適用しておりません。17年度に制度改正になったとき、各市町村にいろいろ意向をお伺いしました。区域を設定してやるわけですから、各市町村の意向が当然大事になります。そのときに、10アールまで下げるデメリットというのを市町村の方はかなり考えられたと聞いております。10アールまで下げるということは、小規模な農家の方が多いので、すぐ転用されるんじゃないか、数年で耕作がとめられるんじゃないかというふうな話もございますし、先ほど言いました経営基盤強化法で個別の対応ができるということもございますので、総合的な判断のもとで、今のところは市町村からまだ意向がないということになっております。

○田口副委員長 例えば今、農業のプロじゃなくても家庭菜園とかああいうのが、団塊の世代がリタイアすると、かなり出てきていますけれども、そういう人たちがもし10アールというような話で来ても、これは対象外になるんですか。

○原川農村計画課長 まだ宮崎県で適用していないので、断定的なことは言えませんが、奈良県では22の市町村が適用しています。例えばその中の大和高田市というところは、下限面積を緩和しても、農業として成り立つものじゃないと、すぐ耕作をやめる懸念があるということで、大和高田市については基本的には水田では認めないとか、集約的とか軟弱野菜だけは認めるとかいうふうな運用をしております。そこは市町村の考えによるんじゃないかと思えます。

○田口副委員長 今回、改革プランもできたわけですので、もうちょっと柔軟に、いろんな範

圃の中で耕作の放棄地がなくなるような対策をぜひとも、特に市町村の要望も聞きながら進めていただきたいと思います。

○外山良治委員 2～3点お伺いします。農地改革プランというものは、例えば食料自給率のアップということを目途としてつくられたものなのでしょうか。

○原川農村計画課長 食料自給率の向上のためには食料供給力が必要だということで、我が国の食料供給力を高めるためにできたものでございます。

○外山良治委員 ということであれば、農地改革プランというのは、食料自給率、おおむね50%を目途としたものかどうか。

○上杉地域農業推進課長 先日、農水省が50%という工程表を出したかと思えますけれども、そのとき、50%を達成するために、優良農地の確保、担い手の確保、技術力の強化、この3点セットで打ち出して、その後に農地改革プランが出たという流れがございます。

○外山良治委員 昭和36年というのは、例えば農地が600万ヘクタールぐらいあった。当時の自給率はどの程度だったのでしょうか。

○原川農村計画課長 正確な数字は持っていませんけれども、70数%だったと思います。

○外山良治委員 おたくの資料によると、平成20年が463万ヘクタール、同様に農水省の05年の統計では398万ヘクタールとなっていますが、これは事実でしょうか。

○原川農村計画課長 農地面積のときに、先ほどちょっと議論がありました農振農用地だけの面積で言うときもあれば、いわゆる農地すべての面積で言うところもあって、これはすべての農地面積ということで正しい数字だと思います。

○外山良治委員 農地とした場合に、各市町村の農業委員会が農地台帳の突き合わせをしていないということが以前から問題になっていました。正確な農地把握というものを都道府県がしているのかどうか、これはどうなのでしょう。

○上杉地域農業推進課長 基本的に、農業委員会のほうが調べておりますのは、課税台帳をもとに、登記のほうに即しておりますので、おっしゃるとおり、現況と突き合わせているわけではありませんので、そのそごは生じているのかなというところはあるかと思えます。ただ、今回、耕作放棄地の1筆調査をやりますので、その中で、耕作放棄地は1筆ごとにしっかり調査するということで、そちらの面積は全体像がつかめるといふふうに考えております。

○外山良治委員 現在の把握されている耕作放棄地はどのくらいなのでしょう。

○上杉地域農業推進課長 現在、我々が把握している耕作放棄地は、農業センサスから求めますけれども、平成17年度で4,685ヘクタールという状況です。

○外山良治委員 それも乖離というものが非常にあるということを前提に考えてもいいわけですね。

○上杉地域農業推進課長 今回まさしく1筆ごとにやっておりますけれども、恐らく結果は大分ずれてくるかと。しかも、今回、非農地判断する場合もございますので。

○外山良治委員 だとすれば、当面、食料自給率——今度、日本は懲りたと思うんです。穀物価格の暴騰によって、飼料、資材が暴騰した。食料自給率が40%まで低下した。これは大変だということで農地改革プランというものが出てきたと思うんです。ということであれば、しっかりとした基礎データ、これだけはまずつかん

でほしい。例えば、4,685ヘクタールとおっしゃった。それが事実と合うか。合わない。例えば都城の人は、耕作放棄地がない、農地が必要だ。耕作放棄地、ちなみに宮崎県ではふえているんですか、減っているんですか。

○上杉地域農業推進課長 ふえております。

○外山良治委員 どういった地域がふえているんですか。

○上杉地域農業推進課長 各市町村、センサスのデータをもとに調べました。もちろん市町村ごとに違いますけれども、大体、法則として、北側のほうの、かつて樹園地が多かったようなところ、それは今、廃園状態ですので、そういったところが多いと。逆に、南部のほうの畑作が盛んなようなところは、もちろん農地が足りないぐらいですから、その辺は耕作放棄地は少ないといったような傾向はとれます。

○外山良治委員 例えば、ふえている。なぜふえているのかということをもとに分析する。北がふえている。南は農地が不足している。西は不足している。そういった分析をしっかりとってもらうこと。そして、農業をして、農業従事者がいる程度、所得が400～500万はあると。例えば、3・3パターンとって、3人で3ヘクタールで800万の所得がある。20年前、30年前、こういう農業プランをしていたんです。しかし、つくったきりで何もしない。だから、今のようない状況が発生しているわけでしょう。今、地球人口が68億人云々、原油が暴騰する。ヤシの実とかトウモロコシを新エネルギーのほうに回す。こういう状況でこういう結果となった。そういうことを十分踏まえた上で、まず基礎データということもしっかりしてもらうこと。

それと、僕は赤江ですが、百姓の人たちがすぐけんかになるのが相続です。中山間地域の相

続の10倍、20倍、30倍、優良農地が高い。相続をする。農地持ち非農家、耕作放棄、こういったものをどうするのか、赤江のほうではこれが一番多いです。そういった点についてどうするんですか。

○上杉地域農業推進課長 耕作放棄地は、この前も御説明しましたけれども、平成12年から17年にかけて240ヘクタールふえたんですけれども、そのうちの230ヘクタールは全部、土地持ち非農家に相続された分です。御案内のとおり、農地問題で一番難しいのは、農地は公共的な性格を持っているとともに、やっぱり個人財産です。両面があるという土地制度の中で、おっしゃるとおり、今後、相続がどんどんふえていくだろうという中で、土地持ち非農家の耕作放棄地、そこをどうしていくのかというのは、おっしゃるとおり一番難しい問題かと思っています。そういう中で、日ごろからの農業委員会の活動とかで非農家ではなくて地域の農業をやる人、そういった人たちにどう継承していくのかというのを地道にやってもらう以外に……。私有財産ですから相続させないというわけには、民法との関係で、法制度上そこは恐らく難しいだろうというところがございまして、地道に日ごろの農業委員会の活動としてしっかりと地域の土地利用を考えていただくというところが重要なかと思っています。そういう中で、先ほどありましたけれども、農用地利用集積計画は、かつて地権者全員の、それこそ東京に住んでいる人の同意も得ないといけなかったんですけれども、今、持ち分の2分の1でもできるように緩和しておりますので、そういったものも使いながらやっていくしかないのかなというのが現状です。

○外山良治委員 極端に言うと、農家以外の兄

弟には財産はやらんと。軟弱野菜を生産している。2ヘクタール、1ヘクタールで、ようやくホウレンソウとか小松菜とか、そういうものを生産をして年収800万ぐらい、やっと生活している。そこに半分持っていかれたら、農業経営できないわけです。そういったものをどうするのか。共倒れで農業できなくなった、そういうのがいっぱいあるんです。そういったことをどうにかせんと、耕作放棄地というのはなくならんと思うんですけれども、これはぼやきとして聞いておいてください。

○横田委員長 県民政策部も説明がありますけれども、これでよろしいでしょうか。

それでは、農政水産部の概要説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時29分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

県民政策部においでいただきました。それでは、早速ですが、食の安全に関する消費生活センターの役割と、消費者庁設置など国の消費者行政一元化の動きについて、概要説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○丸山県民政策部長 県民政策部です。今、委員長からお話のありました2点についてお話をさせていただきます。詳細は生活・協働・男女参画課長から説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○高原生活・協働・男女参画課長 それではまず、食の安全に関する消費生活センターの役割について御説明いたします。

委員会資料の2ページをごらんください。まず、1の消費生活センターの概要についてであ

ります。(1)組織体制については、宮崎市にありますセンターを中核として、都城市と延岡市にそれぞれ支所を配置しております。職員については、所長以下13名の職員と、消費者からの苦情や問い合わせに対応する相談員11名、消費者教育や啓発などを行う啓発員4名を配置しております。

(2)の業務の全体概要についてであります。消費生活センターでは、消費者の自立及び複雑化・多様化するトラブルの解決や未然防止を図るため、消費者教育の推進や情報提供を行うとともに、消費者からの相談、苦情、問い合わせに対応しております。①の啓発についてでございます。消費者教育のため、講座やセミナー等を開催し、消費者に学習の機会を提供しておりますが、平成19年度は317回開催し、1万6,468人が受講されております。また、広報誌や各世代に対応した啓発パンフレットの作成・配布などを行うとともに、図書やビデオ等の貸し出しや、ホームページ等を通じた情報提供を行っております。次に、②の相談の状況についてであります。平成19年度の相談件数は1万994件であります。消費生活に関するさまざまな相談や問い合わせに対して、助言、情報提供を行いますとともに、必要に応じて関係機関の紹介や消費者と事業者との間に入ってのあっせんなど、対応を行っているところでございます。また、すべての相談内容につきましては、コンピューターネットワークにより、国民生活センターに情報提供をしております。なお、全国でガス湯沸かし器やシュレッダーなどによる事故が相次いで発生したことから、平成18年9月からは相談の中で入手した死亡及び重篤事故に係る危害情報については、国民生活センターに3日以内に報告することになりましたが、本県に

おきましては、これまで報告事例はございません。

次に、2の食品関係についてであります。消費生活センターでは、期限表示、原料原産地表示、アレルギー表示など食品表示や、健康食品に関する知識についてのセミナーや出前講座を実施しているほか、ホームページを通じた情報提供を行っております。食品に関する啓発については、平成19年度は41回実施し、1,093人が受講されております。また、賞味期限切れの食品に対する対応や大量に購入した健康食品の返品など、食品に関する相談等については内容に応じて保健所等の関係機関に紹介したり、事業者との間に入ってあっせんなどの対応を行っておりますが、平成19年度においては465件の相談があり、そのうち35件につきまして、あっせんを行ったところでございます。平成19年度における主な相談品目といたしましては、健康食品が203件と、全体の4割強を占め、続いて飲料、魚介類に関する品目の相談が多くなっております。

以上、消費生活センターは、国民生活センターとの連携を図り、関係機関と情報を共有しながら、安心できる消費生活の確保のために、消費者への情報提供、苦情処理に当たっておりますが、食品関係につきましても、引き続き適切な情報の提供や助言に努めてまいります。

次に、消費者庁設置など国の消費者行政一元化の動きについてであります。

3ページをごらんください。消費者行政の一元化という動きが出てきた背景についてであります。近年、食品偽装表示、中国製冷凍ギョーザ事件、コンニャクゼリーによる窒息事故やガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故など、国における消費者行政の体制・対応に問題があ

ると考えられる事例が数多く起きてきていることが背景として挙げられます。コンニャクゼリーを例にとりますと、一口サイズのミニカップに入ったコンニャクゼリーがその大きさや形状、かたさにより誤飲事故を引き起こしたものです。食品衛生法の食品への適用は、化学的、生物学的に問題があるものを対象とし、一方、物理的に問題のある製品を対象とする消費生活用製品安全法は、食品を対象にしていないうことで、物理的に問題のある食品であるコンニャクゼリーは、法のすき間で適切な規制がなされていないという問題があります。

次に、2の消費者行政一元化に向けてのこれまでの経緯でございます。ことし1月18日、第169回国会における福田前総理大臣の施政方針演説において、「ことしを生活者や消費者が主役となる社会に向けたスタートの年と位置づけ、あらゆる制度を見直す。各省庁縦割りとなっている消費者行政を統一的、一元的に推進するための強い権限を持つ新組織を発足させる」との発言がありました。その後、2月8日には、この新組織のあり方を検討し、新組織を消費者を主役とする政府のかじ取り役とするため、消費者行政推進会議の開催が閣議決定されました。2月12日から9月8日までに10回開催されております。また、6月27日には、消費者行政推進基本計画が閣議決定されました。内容は後ほど御説明いたします。そして、9月29日には消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、消費者安全法案の、いわゆる消費者庁関連3法案が第170回国会に提出されたところでございます。

4ページ、5ページをごらんください。先ほど申し上げました6月27日に閣議決定された消費者行政推進基本計画の概要を記載してござい

す。まず、1の「はじめに」でありますけれども、消費者行政の新組織は、消費者の視点からの真の意味での行政改革の拠点であると位置づけ、強力な権限と必要な人員を備えるとともに、消費生活センターの強化充実を前提にした、緊密な全国ネットワークが早急に構築される必要があるとしております。また、新組織の活動の継続的な強化充実には、消費者の声を真摯に受けとめる仕組みが不可欠であるとしております。

このような考えを前提に、2に、新組織が満たすべき6原則が示されております。1つ目が消費者にとって便利でわかりやすい、2つ目が消費者・生活者がメリットを十分に実感できる、3つ目が迅速な対応、4つ目が専門性の確保、5つ目が透明性の確保、6つ目が効率性の確保という内容でございます。

次に、3の消費者が頼れるわかりやすい一元的な相談窓口の設置についてであります。まず、(1)の一元的な相談窓口の設置であります。地方の消費生活センター等を、高齢者を含めすべての消費者が何でも相談でき、だれもがアクセスしやすい、一元的な消費者相談窓口と位置づけ、全国ネットワークを構築するとしております。なお、このため、地方の消費生活センターを法的に位置づけるとしております。(2)の国、地方一体となった消費者行政の強化についてであります。新組織の創設とあわせて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政を抜本的に強化するとし、また全国ネットワークの構築に伴い地方の消費生活センターを法的に位置づけることを踏まえ、国は相当の財源確保に努めるとしております。さらに、国の直轄事業であるPIO-NET、これは国、国民生活センター及び消費生活センターをコンピューターネットワーク

で結んでいるものでございますけれども、このPIO-NET整備や研修など、国の直轄事業を充実するとともに、地方交付税上の措置や、民間が消費者行政に貢献しやすくなるような税制上の措置等も検討するとしております。

次の4の消費者庁の設置とその機能及び5の消費者庁の体制のあり方につきましては、6ページの消費者庁の創設後の消費者行政のイメージ図で御説明いたします。6ページをご覧ください。消費者庁は内閣府の外局として設置し、消費者政策担当大臣が置かれます。消費者庁は、消費者問題に関する情報を一元的に集約し、調査分析を行い、消費者行政の司令塔として各省庁に対し勧告や監視を行います。また、各省庁の縦割りを超えて、幅広い分野を対象に新法の企画立案を行うとともに、表示、取引、安全の分野など、消費者に身近な問題を取り扱う法律を所管し、企画立案、調査、執行までを一貫して行うとしております。さらに、現在、国会にも提出されている消費者安全法案に基づき、いわゆるすき間事案にも迅速に対応していくとしております。消費者政策委員会ではありますが、これは消費者庁の運営に消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みとするため、有識者から構成される機関であり、重要事項の調査、審議、意見具申等を行うとしております。地方の消費生活センターは、だれもがアクセスしやすい一元的な相談窓口として、消費者からの相談、苦情に対応するとともに、保健所や警察等関係機関との連携も求められております。消費生活センターが得た相談、苦情の内容につきましては、国民生活センターに報告し、国民生活センターは消費者庁に報告することとなります。

最後に、消費者庁関係の関連3法案につきま

しては、7ページに記載しておりますので、後ほどごらんください。

私からの説明は以上でございます。

○**横田委員長** 県民政策部の説明が終わりました。質疑等ございましたら御発言いただきたいと思えます。

○**武井委員** 消費生活センターの件ですけれども、私も行っていろいろお話を聞いたりしてきたんですが、健康食品なんかで非常にトラブルが多いということもあるんですが、事業者との間に入ってあっせんということなんですが、例えば通信販売とか、事業者が宮崎にいるということでは必ずしもないという場合も非常に多いと思うんですが、遠隔地、またはトラブルを起こすわけですから、実体も怪しかったりするよなところもあるかと思うんですが、あっせんというのは実効性をどの程度上げているものなのでしょうか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** 食品に関する相談の表の中で、相談件数の横にあっせんとして記載しておりますけれども、これが実際あっせんを行った数でございます。いろいろ消費者のほうから相談がありましたときに、それについてはクーリングオフが使えますよということで、やり方を指導して、そのまま御自身がクーリングオフという手段を使われる場合もありますけれども、例えば御高齢になっていらっしゃるって、御自身ではうまく処理ができないという方について、こういうあっせんということで、事業者との間に入って契約の一部取り消しあるいは解除とか、そういったことを行っている状況でございます。遠隔地の場合ももちろんございますけれども、電話等もございますので、そういったことで間に入って処理しております。

○**武井委員** 確認なんですけど、あっせんというのは、実際に消費生活センターのスタッフが業者に対して何らかの連絡をしたとか、何らかの交渉をしたという段階をもって、つまりは相談者以外の原因発生者に対してアポイントをとったりした段階であっせんをした——あっせんとは、何をした段階であっせんをしたというカウントになるわけですか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** 単純に連絡だけではあっせんというふうには申しませんので、おっしゃるように、契約を今のままではないスタイルに変更していくという働きかけを行った部分について、あっせんというふうにかウントしております。

○**武井委員** 例えば19年度ですと、あっせんが35件あるわけですが、この中では、結果、不調に終わったというものも含まれるということになるかと思うんですが、最終的に、あっせんによって消費者の方が持ってきた問題が全部ないしは相当程度改善されたというのは、どれぐらいあるのでしょうか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** 平成19年の35件につきましては、1件だけが不調に終わりましたけれども、34件はあっせんがうまくいったという事例でございます。

○**武井委員** わかりました。啓発のほうですけども、例えばいろいろな講座等を実施して、受講者が多い。確かにこれもすばらしいと思うんですが、逆に言えば、講座を受けるとか受講するという人は、その時点でそれなりに意識があるんじゃないかと。特に年配の方で、振り込め詐欺なんかでもそうなんだろうけれども、むしろ自分では大丈夫だと思っているような人、来ない人に対するアプローチというほうがむしろ重要であると。例えばビデオ、図書等

の貸し出しとか、こういうのを受ける人というのはそもそもそれなりの意識があるのではないかと思うんですが、そういった意味で、実際にそういった認識、意識というものを持っていない人たちに対してどのような形でセンターの啓発というのを行っているのか、その辺を教えてくださいませんか。

○高原生活・協働・男女参画課長 講座に来れない方ももちろんたくさんいらっしゃると思いますが、例えば新聞情報の中で情報提供してみたり、あるいはマスコミ、テレビ等で周知してみたりということによってやっておりますし、お年寄りの方はホームページはなかなかごらんにならないかもしれませんが、一応ホームページ上での啓発もやっております。それから、高齢者の方々に限定すれば、高齢者自身は来なくても、周りの方々、見守りをされているようなの方々、介護関係をやっているらっしゃるとか、民生委員の方々、そういった方々にも来ていただいて御説明をして、ガードしていただく、そういうことにも取り組んでいるところです。

○武井委員 最後に1点お伺いいたしますが、啓発員と相談員の違い、何回かお伺いしているんですが、こっちは来るのを待つ、こっちは行くんだというような話なんですけれども、相談員のほうが若干数も多いようですけれども、このあたりというのは、むしろ私から思うと、啓発員のほうにもうちょっと力を入れていって、予防といいますか、抑止といいますか、そういったほうを図っていくべきではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○高原生活・協働・男女参画課長 本所といたしますか、センターのほうには啓発員を確かに置いておりませんが、ここに啓発担当の県の職員がおりますので、その分については県の

職員がやっております。センターにおける啓発の事業があつて、出先のほうでは啓発員が行うということで、人数としてはこれで今のところ特段、問題はないのかなというふうに思っております。

○武井委員 わかりました。

○十屋委員 啓発のところで武井委員もあつたんですが、317回と毎日やっているような感じなんですけれども、各地でやっているから、こういう数字になるんだと思うんですが、一つお聞きしたいのは、私の母も高い寝具を買わされる羽目になったことがあるんです。そのときに会場まで行って、契約書を書いていたんですけども、破棄させたんですが、そういうあくどい業者さんというのは県内にはいないと思うんですが、そういう事業者等は県内いるんですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 事業者さんのほうまでは把握しておりませんが、今おっしゃったように、狭いところに皆さんを集めて、異様な高揚の中で安いものをどンドンただで差上げた上で、最後に何か契約をさせる、そういうのをSF商法ということで、確かにこの行為はいけない行為ですので、そういう場合には、それをもって契約の撤回、そういう対応ができるようにはなっております。ただ、御相談をいただかなければ、確かに対応ができないという状況ですので、実際、御相談まで来られない方というのはまだまだいらっしゃると思います。そういう意味で啓発のほうも重要だというふうに思います。

○十屋委員 そういう会場なり個人の家があつたり、ちょっとしたお店があつたりとかするんですが、それとわかっていて、それを阻止する法律とか行政側の手法とかいうのは、被害が出た段階でないといけないんですか。1週間ぐらい

いて、ぱっといなくなりますね。そういう、らしきところがあるんですが、規制する方法は全くないんですか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** 今おっしゃったような事例については、実際のところ行政としてなかなか手が出せない分野ではございます。皆さん方に注意はしてもいいんでしょうけれども、中に入るということもできませんし、非常にそこは厳しいかなというふうに思います。

○**十屋委員** 最終的には、そこで被害に遭った方がこういう御相談に来られると思うんですけども、そのときに、あっせんが出ていますけれども、いろいろ交渉して、ほぼ解決すると。クーリングオフもありますけれども、高齢者なんかなかなかそこまで知らない方が多いので、どういうふうにセンターが——クーリングオフは1日切れたらだめですね。業者とのやりとりの中で、法律の効果、抑止力、そういうのが手の及ばないところが事例としてはたくさんあるんですか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** 確かに、クーリングオフというのは8日間とかきちんと日付が決まっております。期限があります。ただ、御相談にお見えになったときに、例えば相談者の方が、正常な判断が難しい方もいらっしゃるし、それは相談を受けて、クーリングオフの期間が切れていたとしても、事業者との間に入ってあっせんして、いわゆる民民の関係の中で何とか解決を求めていくというやり方は行っております。クーリングオフが切れたから絶対だめといったような解決の仕方はしておりません。

○**横田委員長** ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、ないようですので、以上で県民政策部の概要説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時53分再開

○**横田委員長** 委員会を再開いたします。

きょうの日程の4の協議事項であります。まず、(1)の次回委員会についてであります。今回は、閉会中の1月29日(木)を予定しております。今回は、執行部を呼んで説明聴取できる委員会としては最後の委員会となります。また、委員会報告書の骨子案についても御協議いただきたいと考えております。執行部から聴取しておく必要があるような事項等ございましたら、御意見をお伺いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** 特にないようですので、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** では、そういう形で進めさせていただきます。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、先ほど申し上げましたけれども、次回委員会は1月29日(木)を予定しておりますので、委員の皆様方の御出席をお願いいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時54分閉会